

平成31年2月15日  
総務省北海道管区行政評価局

## 液化石油ガスの取引適正化に関する調査

### ＜改善通知に対する改善措置の概要＞

北海道管区行政評価局では、平成30年4月から10月にかけて、液化石油ガス(LPガス)の料金の透明化及び取引の適正化を図る観点から、道内のLPガス販売事業者における関係法令等の遵守状況、行政機関等における取組状況等について調査し、この調査結果に基づき、北海道経済産業局に対して、必要な改善措置を講ずるよう改善意見を通知しました(平成30年10月12日)。  
今般、その改善措置状況について、同局からの回答の概要を取りまとめましたので公表します。

#### 【本件照会先】

総務省 北海道管区行政評価局 評価監視部 第二評価監視官 田村  
電話：011-709-2311(内線3146) 011-709-1806(直通)  
FAX：011-709-1843 メール：hkd21@soumu.go.jp

本報道資料は、北海道管区行政評価局のホームページに掲載しています。  
<http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido.html>

# 改善通知に対する改善措置状況(概要)

改善意見通知日:平成30年10月12日 (通知先:北海道経済産業局)

回答受理日:平成31年1月29日

## 主な調査結果

### 1 LPガス販売事業者における液石法令等の遵守状況

#### (1) 液石法令の遵守状況

当局がLPガス販売事業者15事業者における液石法第14条書面(※)の記載状況等について実地調査した結果、賃貸集合住宅の建設時にLPガス販売事業者の費用負担により設置した設備費用をガス料金に含めているにもかかわらず、以下のとおり、必要事項を記載していないなどの状況(15事業者中、11事業者)

- ・ 液石法第14条書面において、当該設備の名称、利用料及び所有関係が記載されていない例
- ・ 消費者に当該設備の所有関係の説明、確認が行われていない例
- ・ 料金請求時に消費者に交付する書面(検針票や請求書など)に当該設備の利用料が記載されていない例

(※) 「液石法第14条書面」は、LPガス販売事業者が消費者とLPガスの販売契約を締結した際に消費者に交付する書面

## 改善通知事項

北海道経済産業局は、LPガス販売事業者に対し、自らの費用負担により設置した設備の設置費用をLPガス料金に含めて請求している場合には、液石法第14条書面において当該設備の名称、利用料及び所有関係を明記するよう、また、消費設備(※)の所有関係の説明、料金算定根拠の通知を適切に行うよう改めて周知・指導すること

(※) 「消費設備」とは、ガスメーターの出口からガスコンロ、湯沸器などのガス器具までをいう。

## 北海道経済産業局の改善措置状況

昨年度に引き続き、今年度も、経済産業大臣登録のLPガス販売事業者に対して、経済産業省の担当課である資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課と連絡を密に取りつつ、立入検査を実施する予定

立入検査において、左にある改善通知事項に該当する事実を確認した場合には、LPガス販売事業者に対し、液石法に基づき的確に対応するよう指導していく

## 主な調査結果

### (2) 取引適正化ガイドライン（※1）の遵守状況

#### ① 標準的な料金メニュー等（※2）の公表

- ・ 当局がLPガス販売事業者15事業者における標準的な料金メニュー等の公表状況等について実地調査した結果、**ホームページや店頭において、自社の標準的な料金メニュー等を公表していない例(15事業者中、2事業者)あり**
- ・ 今回実地調査した15事業者とは別に、資源エネルギー庁の調査において、標準的な料金メニュー等をホームページで公表しているとする21事業者のホームページを確認したところ、**実際には、当該情報がホームページに掲載されていない例(21事業者中、4事業者)、ホームページを開設していると回答しているにもかかわらず、ホームページが開設されていない例(21事業者中、4事業者)あり**

（※1）「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」（平成29年2月制定、30年2月改訂）

（※2）例えば、一定使用量ごとに発生する料金や、使用量にかかわらず発生する基本的な料金等及び消費者による平均的な使用量に応じた月額料金例

#### ② 液石法第14条書面を交付するときの説明

- ・ 当局がLPガス販売事業者15事業者における液石法第14条書面を消費者に交付する際の実地調査した結果、消費者から説明を受けた旨の署名をもらっているが、実際には、上記1-(1)のとおり、**液石法第14条書面に必要な事項が記載されておらず、必要な事項が説明されていない状況(15事業者中、11事業者)**

## 改善通知事項

北海道経済産業局は、北海道のLPガス販売事業者における液石法令及び取引適正化ガイドライン遵守の意識を高めるため、消費者相談・販売事業者指導支援事業(※)の目的を踏まえ、北海道LPガス協会と取引適正化に向けた意見交換を定期的に行うこと

(※) LPガスの取引適正化を図ることを目的とした経済産業省の補助事業で、消費者からの苦情・相談の迅速な解決を図り、消費者とのトラブル防止等に関し、LPガス販売事業者に対して指導・支援を行うもの

## 北海道経済産業局の改善措置状況

北海道LPガス協会とは、平成29年2月の液石法施行規則の一部改正及び取引適正化ガイドラインの制定後、LPガス料金の透明化及び取引適正化に関して、北海道地方LPガス懇談会(平成29年8月21日、30年8月17日)及び担当者との打ち合わせ(平成29年11月28日、30年11月13日)を通じて、意見交換を実施済み

北海道のLPガス販売事業者における液石法令及び取引適正化ガイドライン遵守の意識を高めるため、引き続き、北海道地方LPガス懇談会及び担当者との打ち合わせを通じて、北海道LPガス協会と意見交換を実施していく

## 主な調査結果

### (3) LPガスの取引に係る慣行等

- ・ 当局がLPガス販売事業者15事業者を实地調査した結果、**賃貸集合住宅の建設時に、LPガス販売事業者の費用負担で設備を設置し、入居者にLPガスを供給することを条件に、当該設備を家主に無償で貸与する旨の設備貸与契約を家主との間に締結するなど「無償配管」「無償貸与」と呼ばれる慣行を実施(15事業者中、13事業者)**

無償で貸与する設備としては、消費配管、給湯器などのほか、灯油ストーブが多いが、中には、エアコン、ウォシュレット、インターホンなどを貸与しているケースあり

- ・ しかしながら、**当該設備の利用料等を消費者に明示していない状況(13事業者中、11事業者)**

当該11事業者は、無償配管、無償貸与に要した費用について、実際には、ガス料金に含めて契約者から回収しているが、そうした事実を消費者に知られたくないため、トラブルを避けるためにも、上記1-(1)及び(2)のとおり、液石法第14条書面に記載が必要な事項を適切に記載しなかったり、必要な説明を行わなかったりしている状況

- ・ 町内のLPガス販売事業者の間で**料金を話し合っており取り決めているなど競争の働かない環境となっている例(15事業者中、1事業者)あり**

## 改善通知事項

北海道経済産業局は、消費者保護のため、立入検査等において、無償配管、無償貸与等の慣行を含むLPガスの取引の実態を把握し、必要に応じ公正取引委員会事務総局北海道事務所及び北海道開発局と連携して、それぞれが所掌する法令等に照らし、違反行為をした事業者等に対し必要な措置を講ずること

## 北海道経済産業局の改善措置状況

立入検査において、液石法はもとより、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)等の関係法令に違反する事実を確認した場合は、公正取引委員会事務総局北海道事務所その他の関係行政機関に対し、情報提供を行うなど必要な措置を講ずる

なお、調査結果報告書に記載されている「LPガス販売事業者間の競争が十分に働いていない例(1事業者)」については、経済産業大臣所管のLPガス販売事業者であるかは不明であるが、独占禁止法違反の疑いがあることから、公正取引委員会事務総局北海道事務所に対し、独占禁止法第45条第1項(※)の規定に基づく報告を実施(平成31年1月9日)

(※) 独占禁止法第45条第1項:何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

## 主な調査結果

### 2 行政機関等における取組状況

- ・ 当局が北海道経済産業局、北海道及び札幌市における立入検査の実施状況等について調査した結果、北海道経済産業局では、平成29年2月の液石法施行規則の一部改正及び取引適正化ガイドラインの制定後、料金の透明化及び取引の適正化に関して、経済産業大臣の登録を受けたLPガス販売事業者（1事業者）に対して立入検査を実施したが、指摘事項なし  
北海道及び札幌市では、従来、立入検査は保安業務を中心に実施しているが、取引適正化ガイドラインの制定を踏まえ、販売事業に関する立入検査項目を見直し、平成30年度の立入検査から運用
- ・ 北海道及び札幌市から、**取引適正化ガイドラインについて、「遵守されていない場合の運用を示してほしい」、「説明会を開催するなどして我々現場の声を聞いて、国や都道府県、市の役割分担を明確にしてほしい」などの意見あり**

### 改善通知事項

北海道経済産業局は、取引適正化ガイドラインの実効性を確保するため、北海道及び札幌市に対し、同ガイドラインの具体的な運用方法等について情報提供を行うこと



### 北海道経済産業局の改善措置状況

北海道及び札幌市に対しては、取引適正化ガイドラインの実効性を確保する観点から、北海道及び札幌市の担当者と、立入検査及び同ガイドライン遵守に係る意見交換を実施済み（平成30年8月28日、12月27日）

今後とも取引適正化ガイドラインの実効性を確保するため、北海道及び札幌市と意見交換を実施していく